

# 平成31年2月5日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成31年2月5日(火)  
13時58分～15時52分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件  
議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件  
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件  
議案第37号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 1) 下限面積に関する「別段の面積」の設定について  
2) 農地参考賃借料(案)について  
3) 農作業標準料金(案)について  
4) 小矢部市賃借料情報(案)について
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 業務報告・予定  
3) その他

出席委員 19名

1番	高田 法定	11番	荒木 貞道
2番	宇川 傳治	12番	日光 善治
3番	中島 一朗	13番	三輪 和雄
4番	古村 正夫	14番	大谷 文男
5番	山崎 和英	15番	西尾 信秋
7番	中村 重樹	16番	島倉 博
8番	和田 俊信	17番	水上 俊秀
9番	青島 由弘	18番	杉森 清弘
10番	高藤 孝一	19番	吉江 秀一
		20番	前田 真一郎

欠席委員 6番 田 悟 敏 子

平成31年2月5日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、お疲れ様です。まだ2時前ですが、始めさせていただきたいと思います。昨日が立春ということで、本当なら立春とは名ばかりで、まだ寒い日が続きますという言葉が続くのですが、今年は非常に暖かく、インフルエンザも大流行していますが、皆様ご出席で、ありがたいことでございます。今回、付議議案が大変多く、その他に農地標準賃借料の関係の話もございます。慎重審議のほどをお願いしたいと思っております。今月22日には、農業者との意見交換会を行うことになっております。農地検討委員の方はもちろんですが、都合のつく委員さんにはできる限りご出席いただいて、今後の小矢部の農業の為にも、意見交換をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会2月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、田悟委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。3番の中島委員さん、4番の古村委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第34号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計4件</p> <p>○議案第35号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第36号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計6件</p> <p>○議案第37号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>議案の前にすみません。本日、高木事務局長が議会の関係で欠席をしております。よろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号16番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は3筆で、面積は4,462㎡となっております。譲受人は〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1ページから4ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号16番について、〇〇地区担当の〇〇さんより、調査報告いたします。</p>
〇〇委員	<p>譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんで、お2人は祖父と孫の関係になります。以前にも贈与申請があったと思いますが、今回が最後になると聞いております。〇〇さんは農地所有適格法人の〇〇です。現在、〇〇には〇〇さんと息子さんの〇〇さんの2世帯が同居されております。〇〇さんは〇〇にお住まいですが、いずれ〇〇に戻られるつもりだということです。農業生産法人ということでがんばっておられます。今回贈与されるということで、問題は無いと思います。よろしくお願い致します。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>質問が無いようですので、次に、受付番号17番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号17番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は面積が3,058㎡です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。位置図については、5ページから6ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号17番について、〇〇地区担当の〇〇委員さ</p>

	んより、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは、〇〇地区の〇〇から報告させていただきます。この案件は、この後審議していただきます議案第36号とも関連しております。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。位置図は5ページをご覧ください。今回、〇〇さんと、代理人の〇〇の〇〇さんとお話して参りました。現在、水稻の耕作をされています。〇〇さんのお母様、〇〇さんの田んぼがありますが、そちらに倉庫を建設する為、売買での所有権移転を行う予定ですが、そのまま田んぼを続けたいということで、近隣で探されたところ、〇〇さんの田んぼがあり、同意をされて今回の申請になりました。引き続き営農組合で耕作されるということですので、よろしくお願い致します。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号18番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号18番は、同じく売買により所有権移転を行おうとするものです。面積は3,980㎡です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。位置図については、7ページから8ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号18番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>続けて報告させていただきます。位置図の7ページをご覧ください。こちら先ほどの案件と同じようなものになります。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんになります。〇〇さんは現在〇〇にお住まいですが、〇〇に田んぼを所有されており、営農組合で耕作をされています。今回も代理人の〇〇の〇〇さんに確認をして</p>

	<p>参りました。現在、水稻の耕作をされております。こちらも倉庫の建設ということで、所有権移転の売買を計画されております。こちらも田んぼを続けたいということで、地元で探されて、〇〇さんが同意をされたということです。よろしくお願ひします。家と田んぼは遠いようですが、同じ〇〇地内になりますので、問題はありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号19番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号19番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。面積は3,012㎡です。譲受人が〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。位置図については、9ページから10ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。</p>
会長	<p>それでは、受付番号19番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>こちらも先ほどと同じように、譲渡人は〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。面積は3,012㎡です。代理人の〇〇の〇〇さんとお話して参りました。こちらも現在、営農組合で水稻の耕作をされており、倉庫の建設のための所有権移転です。こちらも田んぼを続けたいということで探されて、〇〇さんが同意をされたということです。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第34号については「承認」としてよろしいですか。</p>

全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第34号について「承認」といたします。続いて、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページをご覧ください。 受付番号6番は、申請者が〇〇さんです。面積が465㎡で、住宅敷地として昭和58年より違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図は11ページから13ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号6番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	〇〇の〇〇です。ご苦労様です。この6番と7番と、後から出てくる52番は関連しており、農地転用に伴う申請です。申請者は〇〇の〇〇さん、面積は465㎡です。〇〇さんのお父様の〇〇さんが亡くなられて、この土地を相続したところ、すでに住宅になっているのですが、田のままだったということで、この機会に農地転用をしたいということです。始末書や区長の同意書も提出されております。このままこちらに住みたいということで、現状のままで建て替えの予定はありません。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	私から質問よろしいですか。位置図の申請地の横に何も書いてない所は何ですか。田んぼですか。
事務局	隣接の宅地です。
〇〇委員	〇〇さんの件とは関係のない所です。

会長	わかりました。すみません。
会長	以上で無いようですので、次に、受付番号7番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号7番は、申請者が〇〇さんです。面積が 354 m<sup>2</sup>で、住宅敷地として昭和 51 年より違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、14 ページから 16 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号7番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	申請者は〇〇さんです。先ほどの〇〇さんはお兄さんになります。申請地は、〇〇で面積は 354 m <sup>2</sup> です。こちらも先ほどと同様で、兄弟が亡くなられて、そこを調べてみたら、昭和 51 年頃から自分の家が建っていたのに、そこが田んぼだということは知らなかったということで、この機会に転用の手続きをしたいということでした。始末書と区長の同意書が付いております。こちらも現状のままです。以上です。よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第35号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第35号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>

事務局	<p>議案第36号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページと4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号46番は、所有権の移転ということで、譲受人が〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。面積が237㎡で、農家分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、17ページから19ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号46番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>報告致します。譲受人は〇〇のアパートにお住まいの〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。〇〇さんは〇〇さんのお孫さんです。申請地は〇〇、現状は畑で面積は237㎡です。〇〇さんのお子さんが大きくなってきて、またお子さんが増えると、アパートでは手狭になってくるので、〇〇さんのお宅の隣の畑に農家分家住宅を建てたいということです。位置図の17ページから19ページをご覧ください。雨水は〇〇の側溝に流すということです。生活排水は公共の下水道施設が入っていますので、そこへ流すそうです。隣に農地はございません。区長や土改の同意書はいただいております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号47番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号47番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、〇〇さん〇〇さんの3名です。4筆あり、合計面積が11,728㎡で、倉庫敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、20ページから23ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>



会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号47番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	先ほど審議していただいた議案34号と関連しています。所有権移転で倉庫敷地となっております。譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3名で、譲受人は〇〇さんです。位置図の21ページをご覧ください。4筆の合計面積が11,728㎡です。今回、譲渡人の3名と〇〇の代理人の〇〇の〇〇さんに確認をして参りました。現在、こちらは水稻の耕作をされております。今回の申請理由は〇〇を行っている〇〇が、位置図20ページの赤い所、〇〇に既存の倉庫があり、物流品を保管していますが、現在の倉庫だけでは不足しているということで、倉庫の拡張が必要になったそうです。新たな倉庫の建設のためにこの近辺を探されて、交通の要所とかスムーズな運送ができるということで、こちらになりました。現在、申請地は地元の営農組合で耕作をされております。雨水については、貯水池と油の分離槽を経由して既存の農地の用水へ排水されるという計画になっております。周辺には影響を与えないということです。また、道路を横断するということもあって、用水もありますが、そちらにも影響を与えないということでした。なお、この拡張工事にあたって、倉庫建設計画の地元説明会も実施されております。まだ倉庫を建てるまで時間もありますし、地元と連携を取るようお願いをしてきました。近隣の自治会長や土改の同意も得ておりますので、またよろしく申し上げます。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
会長	22ページですが、新設の建物の赤い所の上に調整池AとかBとかありますよね。駐車場なら調整池でもわかりますが、こんな細い所も計算していいのでしょうか。設計事務所が入っているからいいとは思いますが。
〇〇委員	多分、雨水の排水路のことだと思います。
会長	全部外溝してあり、外溝してあれば流れますよね。でも、調整池

	だと一時的に貯めないといけないですよね。低くなっていないといけないでしょう。
〇〇委員	この絵ではちょっとわかりにくいですが、雨水が排水されるのは、青い矢印の先に調整池Aとあります。ここが一つと、もう一つは22ページの左下のここが排水路になります。排水路の手前に水槽が設けられて排出することになります。地面の下に埋められず。ここにAとかBとか書いてあるのは、多分雨水の勾配を半分に分けて排水されるようにしてあるので、A側とB側に流れるものをイメージして描かれているものだと思います。
会長	左側の緑地と調整池と書いてあるものも緑地の地下に調整池があるということですか。
〇〇委員	緑地の地下と言いますか、矢印の所ですね。緑地の下にはならないとは思いますが。
会長	これは県の現地確認にもかかると思うので。
〇〇委員	その話も確認して参りました。後日、この農業委員会を通れば県の方とお話をされると聞いております。
会長	近隣の農業委員会の会長が出向いて、また調査しないとけないことになっています。
〇〇委員	予定では2月の中旬ですかね。
〇〇委員	調整池と、地面の中へ埋めるものといったら水槽みたいな感じがしますが、それは同じものですか。調整池とは穴を掘って、雨水をそこへ貯めて、雨が止んだら出していくというような、そんな調整池もあると思いますが。
〇〇委員	車の出入りをしたいので上に蓋をするようなイメージだと思います。
会長	普通の所なら駐車場を大きくとって、勾配を大きくして、田んぼ

	<p>のようにして一時的に貯留する感じかなと思いましたが、物流なので、それができないのかなと。</p>
〇〇委員	<p>そんなにたくさん調整する容量が無いということですか。</p>
会長	<p>それは無いと思います。それはちゃんと考えてあると思います。</p>
〇〇委員	<p>それは地元説明会でも私が聞いていた時に同じ質問が出ていて、そこは地元と土改とでしっかりとお話をされて、今の所、設定では問題はないだろうということです。</p>
〇〇委員	<p>敷地に合ったような沈殿池を下に設けて、それをオーバーフローして外へ出すということですよ。</p>
会長	<p>露出しているものなら砂利等が堆積してもすぐ掃除できるけど、調整池になると大変ですよ。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、次に、受付番号48番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号48番は、所有権の移転ということで、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が459㎡で、住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については24ページから29ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号48番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご苦労様です。それでは報告させていただきます。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇地内の田で面積は459㎡になります。自営業をされていて、作業場を兼ねた住宅を建てたいそうです。49番の案件もあったので、まず、〇〇さんにお話を伺いに行ってみりました。〇〇さんは現在〇〇にお住まいですが、こちらは奥様の住宅で、どこか他に良い所を探してほしいと、〇〇さんに頼んでおられたそうです。〇〇さんの所も〇〇さんが聞いてお</p>

	<p>られて、両方のお話がまとまりましたので、今回の売買になりました。〇〇さんは、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇が近く、自営業をされていて〇〇をよく利用されるようで、そういう条件にあった所を探されていました。それで、今回こちらが条件に合ったそうです。現地を視察してきました。位置図をご覧ください。ここは〇〇区画整備事業で、境もきちんとコンクリで整備されています。隣接の〇〇さんの田にも擁壁が建っていますので、〇〇さんの所を造成しても、水が入らないような状態になっていました。そして、〇〇番地と〇〇番地と他 1 筆になっていますが、もう一つは〇〇番地になります。こちらは稲刈りも終わり、田んぼを 1 枚にした状態でした。今回は〇〇さんが〇〇番地に宅地造成をしたいということです。よろしくお願いします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号 49 番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号 49 番は、所有権の移転で譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。2 筆あり、合計面積が 815 m<sup>2</sup>で、宅地分譲敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、30 ページから 35 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号 49 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告致します。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。48 番の案件が成立した時点から、〇〇さんの方から残りの土地だけが残されても水の始末等の都合が悪いので、こちらの土地も同じ金額、同じ条件でなんとかしてくれないかというお話を受けられて、〇〇さんがここを買い取って、3 棟の分譲住宅地として販売したいということでした。〇〇さんの後継者である娘さんとは結婚をされて、〇〇に住んでおられて、もう〇〇には戻られないという話をご家族でされたそうです。まだ〇〇地内に 8 筆ほどあ</p>

	<p>りますが、そちらも順次出したいそうです。排水は、〇〇、〇〇の市道の両サイドに側溝がありまして、そちらを利用されます。上下水道は市の施設を利用されます。隣接者の〇〇さんと区長さんの同意書等も出ていますので、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件に、ご質問等はございせんか。</p>
〇〇委員	<p>この2件、〇〇さんの住所が昔の住所になっていますよね。〇〇とか、現在無いような。</p>
事務局	<p>住民票を確認しましたら、〇〇でございました。訂正をし忘れていました。申し訳ございせん。</p>
会長	<p>他に無いようですので、次に受付番号50番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをご覧ください。受付番号50番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が132㎡で、住宅敷地として昭和51年より違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、36ページから38ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号50番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>先ほどの2件の間にあった土地です。譲受人は〇〇の〇〇さんです。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は田で132㎡です。お2人は叔父と姪の関係です。ここも調べてみたら田のままになっていたということで、農地転用と併せて所有権移転をして、〇〇さんは〇〇をされていて、こちらを駐車場として利用したいということです。形態としては現状のままです。転用の申請書と区長の同意書も出ていますので、よろしくお願ひします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等</p>

	<p>はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>50番の転用目的が住宅敷地となっているのですが、ご説明の中で駐車場と言われましたが、それでいいのですか。</p>
事務局	<p>当初は住宅で、現在はお店や駐車場としてもやっているということですが、住宅敷地の一部ということで申請が上がってきております。</p>
会長	<p>そのままでいいのですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、次に受付番号51番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号51番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。4筆あり、合計面積が412.61㎡です。〇〇さんの前の所有者が、位置図の方に〇〇さんと書いてありますが、そちらの方が昭和26年に納屋を建築し、納屋は現在取り壊されておりますが、違反転用されていた件です。今回駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、39ページから42ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号51番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>報告致します。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇と外3筆で、合計面積は412.61㎡になります。現在、〇〇は〇〇に移転されましたが、きれいに駐車場になっている所です。またバスの整備場と回送等を行っておられます。ここに〇〇さんのお母様が1人暮らしをされていましたが、亡くなられたので、住宅を壊して、バス等の駐車場にしたいということで。こちらの所有者は、ここから少し離れた所におられる〇〇の</p>

	<p>〇〇さんでした。そちらも訪ねてみましたら、〇〇さんの息子さんから〇〇さんがこちらを買われたそうです。その時は田でしたが、違反の納屋等が建っていました。現在はきれいに更地にされております。〇〇の〇〇さんとお話をされて、納屋を壊して駐車場にするために〇〇さんが買われました。農地転用の違反の始末書、区長と隣接者の同意書も付いております。ここには元々大木があって、鳥の巣があり地域の皆さんがお困りだった所がきれいになったということです。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第36号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第36号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第37号の「農用地利用集積計画について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第37号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、6ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が1件で、面積が7,674㎡であり、更新が1件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」は、ありません。</p> <p>申請の内容は7ページに記載の通りです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等はございませんか。</p>

会長	この〇〇さんという方は、認定農業者さんですか。
事務局	認定農業者さんではありません。
事務局次長	この〇〇さんは、認定農業者ではないですが、人・農地プランの中で、〇〇さんと一緒に農地を集積していく方だという確認をしてきました。
会長	ということは、〇〇と〇〇さんの様な関係ということですか。
事務局次長	そうですね。きちんと中身の確認まではしていませんが、〇〇さんは、人・農地プランの中で、地区で認められているのかなと思います。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第37号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案37号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了しました。</p> <p>続いて、協議事項1「下限面積に関する『別段の面積』の設定」について、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>それでは、協議番号1番、議案書8ページと9ページになります。下限面積に関する「別段の面積」の設定について、説明をいたします。これは農地を取得するための下限面積です。地域の実情により農業委員会の判断で引き下げることができるものです。小矢部市は、結論から申し上げますと修正は行いません。理由としまして、最新の2015年の農業センサスにおいて、管内の50a未満の農地を営んでいる農家が4割未満でありまして、地区別でも最大で32%程度となっております。農地法施行規則第17条に該当しないため、そのように判断いたしました。9ページをご覧ください。0.5ha未満の戸数の割合がそれぞれ地区ごとに載っております。その割合が、40%以上いる地区だとこの別段の面積を設定するという要件に該当するということになります。一番高い宮</p>



	島地区でも32%となっていますので、別段の面積を設定しないという判断になります。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
〇〇委員	要は5反未満の人は農地を買えないということですよ。
事務局	そうです。
〇〇委員	5反以上を一括で買えば、買えますよね。0の人が6反買ったら買えますよね。
事務局	買えます。新たに買う農地と、今持っている農地が合計で5反になれば、要件を満たしていることになります。5反を超えないと買えないということです。
会長	農業認定者とかそういう制約はないのでしょうか。
〇〇委員	制約はあります。
会長	田んぼをやめたら返さないといけないけど、田んぼをすれば買えます。
〇〇委員	企業も一緒ですか。
事務局	農地適格法人に該当している法人であれば、同じです。
〇〇委員	田んぼを法人がやめる時はどうなるのでしょうか。
〇〇委員	適格法人でもこの5反という制約がありますよね。
事務局	個人も法人も条件は一緒のはずです。
〇〇委員	経営面積の中に入ってもダメですか。例えば、今、〇〇が30町ほど持っていますが、4反だけ買うということはできないわ

	<p>けですか。</p>
事務局	<p>できます。法人が自分で持っているわけではなく、借りているものもカウントされるので、大概は大丈夫です。逆に個人が貸し出しているものは自分で経営していないのでカウントされません。あくまで自分が経営している農地が5反以上にならないといけません。</p>
〇〇委員	<p>経営してないとダメということですね。構成員ではだめですか。</p>
〇〇委員	<p>要は営農組合みたいな所でも、何十町とやっけていても、みんな借地ですよ。自分の所に農地は持っていないわけですよ。買うときは1反、2反は買えなくて、一度に5反は買わないといけないということですね。</p>
事務局	<p>先ほども申し上げたように、経営面積でカウントするので、利用権設定で受けている部分は自分の農地にカウントできますので、今の場合ですと、1反だけでも購入できます。</p>
会長	<p>よろしいですか。それでは次に、協議事項2「農地参考賃借料(案)」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に協議事項2番、農地参考賃借料についての説明をいたします。議案書10ページをご覧ください。こちらは昨年、総会で審議いただきまして、農業委員会で作成しております資料のコピーを掲載しております。農地参考賃借料については、毎年見直しを行うことになっております。今回、案として作成したものが12ページの赤く囲ってある所になります。算定方法としましては、例年と同様で、13ページ以降の富山県農業会議さんが作成された資料に基づき算定をしておりますが、今回に関しましては、上段と下段に2案ございます。農業会議から農地賃借料について2案の提示があったことにより、資料を2段にさせていただいております。資料の15ページをご覧ください。真ん中に純収益という欄があります。こちらは粗収益です。平年収量かける単価で出した金額から、粗収益から生産費用、経費にあたる部分を差し引いた金額でして、それから経営者報酬を差し引いた金額が農地賃借料ということで、9,5</p>

	<p>00 円というものと、8,600 円と 2 段で示してあります。違いは、経営者報酬がこれまでの生産費用の 3%相当分で計算をして 9,500 円となっているものと、4%相当分で計算をした 8,600 円になっているものの 2 つがあるためです。前年との算出根拠との比較といたしまして、25 ページをご覧ください。上の方から粗収益の合計につきましては、H 3 1 年、今回算出したものが 10 万 8,498 円、前回算出したものが H 3 0 年の 10 万 8,737 円と少し減ってはいますがあまり変わらない金額となっております。生産費の合計につきましては H 3 1 年が 9 万 6,032 円、H 3 0 年が 9 万 7,064 円ということで、今年度が千円ほど減っています。差し引きした純利益が H 3 1 年は 1 万 2,466 円、H 3 0 年が 1 万 1,673 円と増えております。この純利益が増えた部分を 12 ページに戻っていただきまして、上段の案 1 は今まで通り、経営者報酬を 3%でカウントして賃借料にその分を充てるということで賃借料が増えるパターンです。下段の案につきましては、経営者報酬を 4%で計算をして H 3 0 年の農地参考賃借料とあまり変わらない金額になっているパターンの 2 案になります。12 ページの公表金額の案については、15 ページをご覧ください。H 3 1 年産、農地賃借料ということで、9,500 円と 8,600 円を基にしまして、H 3 0 年産の賃借料に対比した率が 1 番下にありますが、その率が経営者報酬を 3%相当で計算したものが 109.2%、経営者報酬を 4%相当で計算したものが 98.9%になっています。その率を 12 ページの H 3 0 のそれぞれの公表金額の数字に掛けて 100 円単位で四捨五入した数字というのが参考賃借料として、小矢部市農業委員会でお示しする公表金額(案)となっております。本日の総会で協議いただきまして、いなば農協の広報いなば 3 月号に折り込みたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>今日の総会で、結論と言いますか、小矢部市農業委員会としての目安を決めたいと思いますので、協議していただきたいと思います。いつもと違って 2 案ありますので何かご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>まだどうなるかわからない話ですが、10 月になったら消費税が上がりますよね。それは米だけでなく農産物がみんな内税になると思いますが、結果的に作ったものが下がるということですよ</p>

	<p>ね。そんなことを考えると、30年度の公表の価格と比べてみると1番と2番の520kgと500kgの所が100円ずつ下がったことになりますよね。4%で見た場合。消費税のことを考えると、私はこれでよいと思います。</p>
会長	<p>消費税を考えるとそうだなと思います。他にご意見ありますか。</p>
〇〇委員	<p>確認になりますが、今回の3%と4%で作られている根拠は25ページが根拠になりますか。算出根拠に平成31年、30年、とか27年から29年、と書かれていますが、それが根拠になって3%、4%となっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>農地賃借料を出す15ページ以降には内訳の根拠が書いてありますが、この農地賃借料を今まで通り経営者報酬分を3%相当分にしたら、金額が上がりすぎると、だからこの経営者報酬については3%、4%と、何が妥当かというものが決まっていない状態で、会社の経営者の報酬に充てるよと言うことで、4%にしたらあまり変わらない金額になったというのが、農業会議の方で試算された金額です。</p>
〇〇委員	<p>思惑としては、あまり変えたくないということですか。</p>
事務局	<p>その判断は各市町村にお任せするという事です。</p>
会長	<p>そこがややこしいですね。単年度で見たら、消費税の話はもっともだと思います。</p>
〇〇委員	<p>もう一つ気になることを言えば、だんだん高齢化が進んでいて、組織化していた時に出てきていた人達が高齢化で出てこれなくなったという中で、若い人達がそれほど出てこない。どうしても出てきてほしい時に、たった100円と言われえるかもしれないけど、ある程度、組織の中に残していくということも必要だと思います。</p>
会長	<p>結局、この話はこれからずっと毎年出てきますよね。どういう風に変わってくるか分かりませんが、毎年基準を持ちながらやっていて、今年はまだ4%が出てきただけで、また来年上がったか</p>

	<p>らどうしよう、下がったからどうしようとまた考える時に、消費税の話だけからすると、来年、上げる基準、下げる基準が無くなるわけですよ。その後から言われたことももっともですが、すんなり決めていくためには、そういう時に小矢部市農業委員会として、ある程度の基準を持ってないと対応できないのかなど。あくまでも目安だと逃げてしまうので、どこかできちんと基準は設けておかないといけないと思います。例えば今回3%4%と出ましたが、たまたま今回の場合は生産費が下がったということで、生産者側の努力で下がったという意識で、その分の報酬としてもらっているのではないかと思います。今まで3%だったものを今更4%にするのはどうかという話もあるだろうし。</p>
〇〇委員	<p>毎年、一回一回変えるのですか。今年4%にしたら、しばらくは4%にしないといけないということでは。</p>
会長	<p>私もそう思います。</p>
〇〇委員	<p>7,500円は30年度を決める時には織り込み済みの話ですね。</p>
〇〇委員	<p>30年度はもらえないけど、前の年はもらったのでしょうか。</p>
〇〇委員	<p>30年度だけ、1年間、毎年毎年見直すということになったから。</p>
会長	<p>これはどうしても、1年遅れの算出になりますので。</p>
〇〇委員	<p>27年から29年の平均を見ていったのですよね。30年と31年の基礎は、27年から29年の平均と26年から28年の平均だから、まだ7,500円は入っていません。</p>
〇〇委員	<p>去年は28年から30年までの3か年分だったものを、7,500円が無いから、急ぎ見直しているのではないですか。平成30年産のみですと書いてあります。</p>
〇〇委員	<p>基礎となる数字は、31年は27年から29年で、H30年は26年から28年ですよ。</p>

事務局	農業会議の算出根拠はそうです。
会長	〇〇委員さんはどう思われますか。担い手ではない方の意見として、〇〇の立場でいかがでしょう。
〇〇委員	どちらの立場でどう考えればよいのか。
会長	農業委員会は担い手が多いので、どうしても担い手の意見になってしまいます。
〇〇委員	先ほどから頭の中がもやもやするくらい、悩ましい話だと思って聞いていました。担い手の皆さんが良いと思う方向でよろしいのではないですか。これをなくしてなかなか継続していきませんので。
会長	〇〇委員さんはどうですか。
〇〇委員	個人的な考えではなくて、大きな反別を請け負っている人達が進めていかないと成り立っていかないのではないですか。その辺も考慮して、最低限のことだけを言っている、これから引き受けていく人が、その単価で本当にできるか、作ってもらう人は安い方が良いかもしれないけど、だからといって、作る人にはいろいろな経費が掛かってきますので、その辺は考慮した方がいいのではないかなと思います。
会長	若い方のご意見はいかかですか。
〇〇委員	〇〇はこれを基準にしているので、去年と今年とあんまり変わらない方が。去年は下げたので、うちが預かっている所にこうなりましたと言っていたのが、また今年はこうなりましたと言ってもらえないといけないので。あんまり変わらないのならそのままでもいいのかなと思います。
〇〇委員	米の単価はまた下がる可能性がありますよね。
〇〇委員	計算して、単価が上がれば上がるほど、本当は農家が儲かるとい

	うことです。下がれば下がるほど、農家は儲からないということです。
〇〇委員	この単価はあくまで小矢部市の目安ですよね。営農組合にしてみれば、中にはこれに付け加えたり、引いたりする所もあると思います。米より他の物はそう無いでしょう。
会長	小矢部の場合はハトムギがあります。
〇〇委員	先ほど、〇〇さんが言われたように、これはあくまで目安で出ている金額で、去年の地代が9,800円で、31年が3%なら1万7000円と出ていますが、自分達も企業努力をしているわけです。だからその収益性が上がったりするわけで、それを全部戻していたら、何のために頑張っているのかわからなくなるし、農業をしていたら、育苗の泥から買わないといけない時代です。消費税が上がることで、その購入するもの全部値上がりします。一生懸命努力をしても、出ていくものが多くなります。売り上げは計画を立てようにも天からの声があると、もうそれで決まってしまうので、これからも維持できる収入が必ずあるという保障がされているわけではないので。
会長	受け手の意見が強くなりすぎたのですかね。
〇〇委員	委託者は上がることを期待してないのではないですか。
会長	委託者も水利費とか、固定資産税は別として、維持費とかある程度かかっているんで、その辺も全部、受託者がカバーできるのなら問題ないですが、ある程度、委託者をお願いしないとイケないので、どうなのかと。
〇〇委員	委託者も受け手も大変です。
会長	原価が上がっているからとかいう人もいますしね。畔たおしをして田んぼが大きくなったから、効率が良くなったらその分だけ返せるのかという話もあります。最終的には相対で話してくださいとしか言えません。農業委員会の今後の決め方として、3%のみ

	<p>るのか4%でみるのか、消費税が上がるから今年は現状で行くのか、いろいろと方法はあると思います。</p>
〇〇委員	<p>現状でいいのではないですか。</p>
会長	<p>県の再生協議会と一緒に、現状維持でよろしいですか。</p>
〇〇委員	<p>その方が一番いいかもしれませんね。</p>
会長	<p>もともと小矢部の方が県の基準単収よりはるかに高いですよ。その辺を考えると地代は高いので。今年は現状維持でどうですか。また、今年は消費税の値上げもありますので、それを鑑みて、どちらにも従わず、現状維持ということではよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは現状維持ということで、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>少し長くなりましたが、次に協議事項3「農作業標準料金(案)について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>協議事項3番、農作業標準料金について説明をいたします。議案書10ページをご覧ください。こちらは上の方の注意書きにも書いてございますが、農作業標準料金の適用期間は今までは平成28年分から30年分までの3か年でした。今年は平成31年分から33年分までの3か年を適用期間とする案を作成しました。そちらが26ページになります。赤く囲ってある部分です。27ページには参考資料としまして、前回平成28年の2月総会の時の協議事項の資料を添付してあります。算定方法は前回と同様の方法で算定してあります。28ページ以降に富山県農業会議さんの方で作成されておりますが、農作業標準料金の改訂について、算定資料を基にししまして、平成28年の標準料金と31年の試算値標準料金との比較した率を、今までに市が算定したそれぞれの公表金額にかけまして、百円単位で四捨五入した数字が農作業標準料金として、小矢部市農業委員会でお示しする公表金額(案)となっております。以上です。</p>



会長	こちらについては、3年毎にきちんとした基準を設けて算定してあります。この中で、水稲コンバインが3千円上がっております。これは以前までは4条のコンバインだったものを、5条の農機具で算出しております。今は、コンバインも高い物は1800万円しますので。一部、若干下がっている所はありますが、この案でいかがでしょうか。
全委員	異議なし。
会長	ありがとうございます。それでは、農作業料金についてはこれでもよろしく申し上げます。それでは次に、協議事項4「小矢部市賃借料情報(案)」について、事務局より説明していただきます。
事務局	それでは、協議事項4番「小矢部市賃借料情報(案)」についてご説明いたします。40ページをご覧ください。平成30年1月から12月までに報告された賃借料水準は以下の通りです。こちらの算出方法について、簡単にご説明いたします。昨年の利用権設定があったもののうち、0円から千円で、主に中間管理機構に預けられる場合に0円というものがたくさんございました。具体的には除外する前は900件だったものが、除外後に159件に減りましたので、その多さが分かっていただけだと思います。その159件について地区ごとに基盤整備の実施の有無を基に、利用権設定の集計をさせていただきました。その集計した数値の平均値のプラスマイナス70%をそれぞれ上限値、下限値と設定して、その範囲内に収まっているものを、再度集計をした形になっています。その範囲内での最大値と最小値が記載されております。実際の賃借料のうち、大幅に大きい物や小さい物は除外されていまして、より平均値に近いものが割振りされています。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	基盤整備地域や未整備地域はあるものですか。
事務局	全部がきれいにされているかどうかまでは精査できないので、地名に小字が付いているものを未整備として、算出しております。

会長	1年の集計結果を公表するというものなので、よろしくお願いします。
〇〇委員	協議事項の最後に、いいですか。先日、私、地区の会合に参加をしましたら、今回は砂利採取の件はありませんでしたが、10月総会に〇〇でかかっていた件で、道路の使用について、〇〇の方から〇〇に出入りをして戻るといような。道路の件なので、農業委員会には関係ないのかもしれませんが、うちの地区の方で、〇〇の所は狭くて擦れ違いができないから、小矢部市役所、警察、土木の許可を得たから〇〇の方から通ってくれと言うことを言われました。その道路の淵の4軒、1軒は関係者ですが、この3軒に小学生や園児がいます。道路関係のことは農業委員会には関係ないかもしれませんが、それらを含めて農業委員会では話をしてあったはずなのにどうなっているのかと言われたものですから。
〇〇委員	〇〇の方ですよ。前回報告した所は〇〇さんですよ。前回お話をした時にはそこは注意をされるということでした。私もお話をしましたし、地元の方にもお話をされるということでした。
〇〇委員	9月の申請の時には〇〇は通らないという話でした。実際、通ってみると〇〇さんの方から出入りしてみると出入りがしにくいということで、市役所の方へ言うと事務処理として、区長の方にと。
〇〇委員	砂利採取の順路の方は決まっていたことなので、
〇〇委員	出入りの図面も付いていました。農業委員会からはそこまで関知できないのでしょうか。
〇〇委員	私からもお願いしておりましたが。
〇〇委員	公的な許可もいただいたとのことでした。
〇〇委員	〇〇の自治会長の印鑑はもらっていると思います。
〇〇委員	地元の説明会は無いのでしょうか。

〇〇委員	当事者同士の話になると思います。
事務局次長	担当で言えば建設課になると思いますが、地元の区長の方で許可を出せるのかどうか、私も確認をしますが、基本的には、事業の変更をする場合には地元の方に説明をして、許可を取るべきだとは思いますが、規則等があるかどうかは確認をしてみます。農業委員会からどこまで言えるのかどうかも含めて、確認をしてみます。
会長	砂利採取は搬出して、初めて事業が成り立つわけで、これも事業変更のひとつですよ。農業委員会がどの辺までしっかり見ていないといけないのか。
事務局次長	道路の使用について、どこまでが関係してくるのかを次回までしっかり確認をしたいと思います。
会長	よろしく申し上げます。それでは、報告事項について事務局より説明をしていただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	3月11日には農業委員会の研修がアイザック小杉文化ホールで予定されておりますので、よろしくお願い致します。
事務局	農業委員会の研修について参考資料がございます。次回の3月5日の総会の時に出欠の確認をしたいと思いますので、よろしくお願い致します。その他にも参考資料を付けさせていただきました。2019年度の小矢部市農業委員会総会の日程の予定ですが、今年度と変わらないようなものになっております。またご確認いただければと思います。よろしくお願い致します。平成31年度冬期座談会日程も付けさせていただきます。座談会の開催日程ですが、夏にも開催させていただきましたが、いなば農協から案内

	<p>がありました。農地利用最適化推進の一環として、地元の座談会への積極的な参加をお願いいたします。参加されましたら、活動記録への記載もよろしく申し上げます。</p>
〇〇委員	<p>参加したら、活動記録簿のどこにつければいいですか。</p>
事務局	<p>夏の時にご案内した資料もお付けいたしました。人・農地プランの話し合い農地利用改善団体の活動支援等という所に記入をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告があります。前回の総会の際に利用権設定の時に宅地が混ざっていたというご指摘がありました。調べましたら、〇〇地区で合計2筆248㎡分の宅地が含まれていることがわかりました。この件については担当地区の〇〇委員さんと地元の営農指導員さんにもお話をしております。公告には修正をした形で報告をしております。以上です。</p>
〇〇委員	<p>今の〇〇地区の宅地の関係ですが、再度営農指導員とどうするかは本人に任せることとします。指導はしていきます。</p>
会長	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>以上で無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。閉会の挨拶を職務代理よりお願いいたします。</p>
職務代理	<p>長時間に亘り、今回はいろいろな案件がありました。どうもご苦勞様でございました。賃借料の問題などもいろいろと出てきましたが、農業委員会としての意見を決めました。今後もまた、最近流行っております風邪に注意されて、次回の総会でまた皆さんにお会いしたいと思います。それではみなさん、ありがとうございました。</p>
	<p>— 2月総会終了 —</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 31 年 2 月 5 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 3 番 中 島 一 朗

4 番 古 村 正 夫